

規制シート(様式)

080195701360001

平成28年12月27日

規制の名称	預金等に係る不当契約の取締に関する規制	所管府省	金融庁
根拠法令等	預金等に係る不当契約の取締に関する法律(昭和32年法律第136号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総務企画局信用制度参事官 井上 俊剛
規制目的	預金者が特別の利益を得る目的をもって、あるいは預金の媒介を行う者が預金者に特別の利益を得させる目的をもって、その預金を担保とすることなく、金融機関をして特定の第三者に対して資金の融通をさせるような契約を結ぶことを禁止すること。		
規制内容の概要	預金者が特別の利益を得る目的をもって、その預金等を担保とすることなく、金融機関に対し、特定の第三者に対して融資を融通させることを禁止 等	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	金融秩序の維持のため、導入預金について規制するものであり、維持することが妥当	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		